

令和 7 年

上尾市教育委員会 11月定例会 議案

## 議案第48号

令和8年度当初給食調理員人事異動方針について

令和8年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

令和7年11月20日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

### 令和8年度当初給食調理員人事異動方針

#### 1 基本方針

令和8年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

#### 2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

- (1) 同一校における勤務年数が引き続き3年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。
  - ア 産休・育休等を取得中及び妊娠中の場合
  - イ 休職中の場合
  - ウ 所属している学校の業務に支障をきたす場合
- (2) 同一校における勤務年数が引き続き3年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができます。
- (3) 暫定再任用職員（上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年上尾市条例第30号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。）又は定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、異動対象とする。

#### 提案理由

給食調理員に係る令和8年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。